

経営者のための法律相談Q&A その55

英文ビジネス契約書

1 英文ビジネス契約書

国境をまたぐ物流が盛んになるなど、取引がますますグローバル化しているからでしょうか。

インターネットの普及により、情報通信手段がますます進展しているからでしょうか。

国際取引における英文ビジネス契約書のリーガルチェックのご依頼を受けることが多くなったように感じます。

国内取引におけるビジネス契約書も、国際取引における英文ビジネス契約書も、契約内容を記した書面であることには変わりありません。

にもかかわらず、英文ビジネス契約書は取っつきにくいと思わせるのは、どこに要因があるのでしょうか。

もちろん、英語の得手不得手はあろうかと思いますが、この点は措いておくこととしましょう。

2 なぜこんなに大部なの

欧米においては、ビジネス契約書だけでなく、日常生活する上で締結する契約書も本場に大部です。

以前、コンドミニウム（日本でいうマンション）を賃借するときに、賃貸

借契約書を渡されたことがあります。

その厚さは、なんと1センチメートル以上、100ページ以上の大部であり、たまげたことがあります。

もちろん、英文でぎっしり書いてあり、とてもその場で読み切れるしろものではありません。

いったん持ち帰って、辞書片手に読み始めたのですが、半分もいかなかったに、ギブアップです。

こんなどうでもよさそうなことまで書くのかと驚くほど、細かいルールや手順も書いてありました。

その後、この体験をアメリカ人と話し合ったことがあります。

どうやら、アメリカ人は、人種のるつぼと言われるくらい、様々な文化やバックグラウンドをもつ人々が生活しており、想定し難い様々な問題が発生することもあるため、それを前提として、その解決方法をできるかぎりあらかじめ書き込んでおくために、いきおい大部になるらしいです。

この辺が、日本国内とは状況が違うために取っつきにくさを感じさせるのかもかもしれません。

なお、ちなみに、アメリカ人は、みんなあんな大部の賃貸借契約書を全部読んでいるのかも聞いてみたのですが、実際のところ、そんなに読み込んでいないそうです。

3 □頭証拠排除の原則

国際取引における英文ビジネス契約書の英文自体は、実はそれほど難しくありません。

なるほど、契約書独特のテクニカルチームはあるものの、主語と述語の対応や、定義条項の充実などにより、むしろ国内取引におけるビジネス契約書よりも合理的理解が容易です。

ただし、国内取引におけるビジネス契約書と違いは、口頭証拠排除の原則の徹底度合いです。

国際取引における英文ビジネス契約書には、「完全合意条項」が定められています。

この条項が定められていると、簡単に言うと、「契約書に定められていることだけが絶対」となり、契約書を締結するまでのいかなる合意も約束も、契約書に定められていなければすべて無効となります。

その結果として、当事者は、それぞれにとって有利な条項を盛り込もうとしますし、一言一句にこだわった交渉を余儀なくされます。

この辺も、概して、友好関係や信頼関係を基礎に交渉の末、締結される国内取引におけるビジネス契約とは状況が違うために、取っつきにくさを感じさせるのかもしれない。

（本稿担当 福田 浩）



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目三番三五号
東広島商工会議所会館3階
☎493-71100 ☎493-71101
弁護士 福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子・
加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織・
大橋真人・近藤健司